

随意契約に付する理由書

工事名称：大阪府咲洲庁舎ハロン他ボンベ容器取替工事

理由

当施設の電気室、コンピューター室には消防法に基づきハロゲン化物（ハロン）消火設備を設置しています。

消防庁告示第 19 号（平成 25 年）により各ハロン貯蔵ボンベの上部に設置している容器弁の点検期間が義務付けられており、今回点検時期を迎えたことを踏まえ、経年劣化したボンベ容器と併せて取替えを行うものです。

ハロゲン化物消火設備は、当該室の火災を感知して自動で起動し、安全にハロンを放出することにより、消火する設備です。

放出用容器弁及び起動用容器弁とも自動起動装置の一部で、当システムや既設機器との互換性が必要なことから、当該消火設備の製造者であるヤマトプロテック株式会社以外に工事することが出来ません。

工事については、ヤマトプロテック株式会社の工事部門である **YSB**（株）が受け持っており、同メーカーのハロゲン化物消火設備システムのノウハウを持っている。

以上の理由から、**YSB**（株）から見積書を徴取したところ、見積価格についても適正と認められることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とすることとし、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号により比較見積を省略するものです。